

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正)

第一条 広島県理学療法士等修学資金貸付規則(昭和四十九年広島県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第二条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年広島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(広島県看護師等修学資金貸付規則の一部改正)

第三条 広島県看護師等修学資金貸付規則(昭和三十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号から第三号までの規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(広島県立三次看護専門学校学則の一部改正)

第四条 広島県立三次看護専門学校学則(昭和五十四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第十一号中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

(広島県助産師修学資金貸付規則の一部改正)

第五条 広島県助産師修学資金貸付規則(平成二十一年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(広島県介護福祉士修学資金貸付規則の一部改正)

第六条 広島県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。